平成２８年（フ）第１９号
徳島県美馬市脇町字拝原567番地　松家アパート202号室、前住所徳島県美馬市脇町字拝原1350番地５
債務者　西野　修二
１　決定年月日時　平成28年11月18日午前10時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年１月19日まで
徳島地方裁判所美馬支部

平成２８年（フ）第２３号
徳島県美馬市脇町字曽江名196番地１、前住所徳島県美馬市穴吹町三島字舞中島680番地２明連団地　124
債務者　三笠　英雄
１　決定年月日時　平成28年11月18日午前10時15分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年１月19日まで
徳島地方裁判所美馬支部

平成２８年（フ）第２４号
徳島県美馬市脇町字曽江名196番地１、前住所徳島県美馬市穴吹町三島字舞中島680番地２明連団地　124
債務者　ＭＩＫＡＳＡ　ＣＨＥＲＹＬＬ　ＴＯＲＲＥＪＯＳ
１　決定年月日時　平成28年11月18日午前10時15分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年１月19日まで
徳島地方裁判所美馬支部

平成２８年（フ）第８９９号
神戸市中央区港島中町６丁目14番地ポートピアプラザＥ棟504号
債務者　福田　広司
１　決定年月日時　平成28年11月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年１月20日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１４７号
宮崎県日向市大字財光寺1228番地　さつき寮
債務者　赤木　美紀
１　決定年月日時　平成28年11月18日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年１月20日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２８年（フ）第１４８号
宮崎県延岡市北一ケ岡１丁目５番13―403号市営住宅
債務者　小田　　歩
１　決定年月日時　平成28年11月18日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年１月20日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２８年（フ）第３２４号
沖縄県那覇市松尾２丁目19番５―206号　シティーヴィラ玉商
債務者　小川二木夫
１　決定年月日時　平成28年11月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年１月20日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２８年（フ）第１２１７号
名古屋市西区枇杷島４丁目２番30号
債務者　曽根　節子
１　決定年月日時　平成28年11月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年１月23日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１０９号
島根県安来市下坂田町51番地10
債務者　金光　邦彦
１　決定年月日時　平成28年11月18日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年１月24日まで
松江地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第２２２号
佐賀県三養基郡みやき町大字中津隈2670番地２　サンライフ板部Ａ棟102号室、前住所佐賀県鳥栖市村田町842番地１　三益コーポ21
債務者　畑中　　敦
１　決定年月日時　平成28年11月17日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年１月24日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第３７２号
熊本市東区渡鹿８丁目１番84号　カーサフィオーレ102号室、前住所熊本市中央区大江１丁目35番３―34号　川鶴団地
債務者　村上　瑞樹
１　決定年月日時　平成28年11月17日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年１月24日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第４１０号
熊本市東区健軍３丁目12番19号　ブランズジオ健軍204
債務者　霍本　知秀
１　決定年月日時　平成28年11月17日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年１月24日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第５７号
青森県北津軽郡板柳町大字大俵字和田311番地１
債務者　三戸　章良
１　決定年月日時　平成28年11月17日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年１月26日まで
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２８年（フ）第１３７号
住民票上の住所　青森県平川市南田中北原58番地68
債務者　小友喜美子
１　決定年月日時　平成28年11月17日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年１月26日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２８年（フ）第１３９号
青森県平川市柏木町柳田117番地２　クローバーハウス２号
債務者　畠山　謙二
１　決定年月日時　平成28年11月17日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年１月26日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２８年（フ）第１４０号
青森県平川市柏木町柳田117番地２　クローバーハウス２号
債務者　畠山　直美
１　決定年月日時　平成28年11月17日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年１月26日まで
青森地方裁判所弘前支部